

平成 31 年 2 月 19 日（火曜日）各会派代表質問

1 番 自由民主党県議団代表清沢英男議員。

〔43 番清沢英男君登壇〕 10 : 10 ~

○43 番（清沢英男君）自由民主党県議団政調会長の清沢英男であります。団を代表いたしまして質問をさせていただきます。

冒頭、平成最後の県議会に当たり、知事にお聞きしたいのですが、知事が長野県と関係した平成とは、部長、副知事時代を含め、知事にとってどんな時代だったのか、また、その中で最も印象に残る出来事とは何だったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（阿部守一君）清沢議員の代表質問に順次お答えを申し上げたいと思っております。

まず初めに、部長、副知事時代も含めて平成はどんな時代だったのかという御質問でございます。

提案説明で申し上げましたように、この平成の約 30 年の間、世界は大きくさま変わりしたというふうに思います。また、本県にとっても大きく変化した激動、激変の 30 年間だったというふうに考えております。高速交通網の整備や長野オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催など、社会に大きなインパクトを与える出来事がたくさんございました。

私が知事になりましたのは平成 22 年であります。ちょうどその平成 22 年の平均寿命は、長野県は男女とも全国 1 位になったということで、今や健康長寿は長野県の代名詞にもなっておりますが、これは本当に長い間の医療、保健関係者、また地域の健康ボランティアの皆様方の取り組みが結実して健康長寿県にもなり得たというふうに思っております。

また、私は 2001 年から長野県職員になりましたが、長野県の人口は 2000 年をピークに減少に転じたということで、ずっと右肩上がりが増加してきた人口が、ちょうど私が長野県に赴任をさせていただいてからは人口減少が毎年続いていると、今までとは社会のあり方が大きく変わってきているというふうに思っております。そういう意味で、世界、日本、そして本県にとっても激変の時代だったというふうに私は考えております。

また、さまざまなパラダイムシフトな物の見方、発想、着眼点を大きく変えていくことによって長野県を発展させていかなければいけない時代になってきているというふうに考えております。

印象に残る出来事は何かということではありますが、一番心に深く刻まれておりますのは、やはり災害への対応でございます。知事に就任して間もなく、東日本大震災があり、翌日、栄村を中心とした大きな地震がございました。

また、平成 26 年には、2 月の豪雪、6 月には南木曾町の土石流災害、9 月の御嶽山噴火、11 月の神城断層地震ということで、1 年を通じてさまざまな災害に見舞われてしまいました。改めてお亡くなりになられた方の御冥福を心からお祈りするとともに、こうした災害の教訓をしっかりと次の時代にもつないでいかなければいけないというふうに思っております。

他方で、明るい話題もたくさんありました。全国植樹祭を初めとするいろいろなイベントも本県で開催しましたが、特に、山の県長野県として、「信州山の日」を制定し、そして国民の祝日も山の日が誕生し、さらには、記念の全国大会も第1回目を本県で開催することができました。

また、教育県として発展してきた長野県でありますけれども、1992年（平成4年）に、県議会において県立短期大学の4年制化の請願が採択されて以来、長い間にわたる議論、検討、準備を経て、県立大学が昨年ようやく開学にこぎつけることができました。

長野県政の一時点だけを切り取って論じることができなくて、やはり長い間の積み重ねが今日に至っているなというふうに思っています。これからも、これまでの平成の30年間の時代というものをしっかり振り返りながら、先人たちが築いてこられた足跡を踏まえて、さらに長野県が発展できるように学びと自治の力を生かしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○43番（清沢英男君）さて、過日ノーベル医学生理学賞を受賞した本庶佑さんは、六つのCが研究には必要と言います。ABCのCであります。先生のCから始まる六つの英単語を訳すと、好奇心、勇気、挑戦、確信、集中、継続であります。ユニクロを開店した柳井正さんは、AI、人工知能の進化が経営にどんな影響を及ぼすかとの問いに、本庶さんの言葉を引用して、経営には本庶先生の6Cが重要。また、教科書を信じるな、教科書以上の答えを出せとおっしゃいます。

知事は、新しい時代に向かう長野県について、時代の流れに乗りおくれただけではだめで、時代を先取りしなくてはならないとの姿勢を強調しています。それは、本庶先生や柳井さんの話にも共通項があるように思います。過去の事業形態の踏襲や成功体験という教科書を乗り越えて、その先にあるものを、例えば技術革新や県民の皆さんの意識や生活のあり方を6Cの気持ちで探求し、実践し、より幸せな長野県を構築していこうということではないかと思うのです。

新しい時代が動き出す、そんな予感はずれもが感じているのではないのでしょうか。そういう感覚はあっても、具体的に映像やビジョンとして手にとるように描くのは難しいと思うのです。そのもどかしさを少しでも解消できることを願って、4月からの組織改正や来年度予算中心に長野県の未来についてお聞きいたします。

まずは、県の未来を託す組織再編について知事に伺います。

1点目、先端技術活用推進課の新設についてですが、小型無人機ドローンや自動運転、人工知能AIなどの先端技術を県民生活や企業活動に生かす施策を本格展開すると報道されました。

大北森林組合の事件で、間伐作業や林道事業の検収に全作業現場を見ることができないことを原因として不正が積み上げられていったあのときに、もしもドローンを飛ばして自律飛行をさせられれば、AIが現場を詳細に測量し、映像でも仕事の成否を確認できただろうし、山奥まで入ることなく検収ができて

ば働き方改革にもなっただろう。そうすれば、人口減少に耐え得る少人数でも仕事ができるであろう、そんなA Iの未来を想像するのであります。

そこで、知事に、当該課の新設で先端技術にどんな希望を抱いておられ、それによって県民の皆さんの生活がどのように幸福度を向上させることができるか、期待するところをお聞かせいただきます。

○知事（阿部守一君）組織再編について幾つか御質問いただきました。

まず、先端技術活用推進課の新設に関連して、先端技術への期待という御質問でございます。

A IやI o T、ロボット、ビッグデータ、こうした日々進化している先端技術は、さまざまな可能性を持っていると思っています。産業の発展や暮らしの質を高める上でしっかり活用しなければいけないと思っています。産業の生産性の向上に役立つということは、もとより、暮らしの側面でも、例えばビッグデータを活用することによって効果的な保健指導、介護予防が可能になってくると思います。また、地域交通の確保は重要な課題であります。自動運転が実用化すれば、こうした課題の解決にもつながっていくというふうに思います。さらには、移動通信技術の向上によりまして、遠隔診療、遠隔学習、さらには農場の管理や建設作業を遠隔地から管理する、こうしたことも可能になってまいります。先端技術活用推進課を先頭として、県民の暮らしの利便性向上、地域課題の解決に向けて新しい可能性にぜひチャレンジをしていきたいというふうに思っております。

○43番（清沢英男君）2点目、知事みずからが本部長になって県内産業の振興を推進しようとする産業イノベーション推進本部の強化についてであります。有識者の皆さんの知恵を結集して、医療機器産業の振興ビジョンとA IやI o T産業の戦略づくりを年度内にするとしています。残り時間ありませんが、専門家の皆さんがどんなビジョンや戦略を練り上げていただけるのか、その現況と知事の目指そうとしている到達点を具体的にお聞きしたいと思えます。

○知事（阿部守一君）次に、産業イノベーション推進本部の強化についてでございます。

提案説明でも申し上げましたとおり、産業イノベーション推進本部のあり方を抜本的に見直して機能強化してまいります。ちょうど昨日、見直し後初めての本部会議をスタートいたしました。A I・I o T、ロボット等利活用戦略、あるいは医療機器産業振興ビジョン、こうした部分について御議論いただいたわけではありますが、産業別プラットフォーム構築の必要性であったり、各機関の取り組みの情報共有等の御意見をいただきました。

県立大学の安藤理事長からは、I Tバレー構想についての御提言をいただいたところでありまして、産業支援機関の英知を結集して、新しい時代に向けた産業構造、そして産業のイノベーションをしっかりと起こしていくことができる本部にしていきたいというふうに考えております。

これまでの県の産業政策は現場を中心に頑張ってきましたけれども、県全体として産業政策の旗印を明確にし、県と産業支援機関が一体となって機動的に産業支援策を進めていきたいというふうに考えております。

○43 番（清沢英男君）3点目、楽園信州・移住推進室を格上げしての信州暮らし推進課の新設についてですが、まず、室から課に格上げた本意をお聞かせいただけます。昨年、2年連続で長野県は転入が転出を上回ったのですが、その機を見てこの分野の重要性をさらに深掘りするためでしょうか。

また、新設課では、どのように新しい時代に対応した質的、量的な事業促進が図れるのか、狙うところをお聞かせいただけます。

また、移住、定住のインセンティブを後押しする具体的な取り組みを県が仕掛けることも大事ではないかと考えます。待ちの姿勢ではなく、こちらから仕掛けていくことを新設する組織には望みたいと考えますが、いかがでしょうか。

○知事（阿部守一君）信州暮らし推進課の設置に関連しての御質問でございます。

平成24年、移住・交流課をつくって、この移住交流に積極的に取り組み初めて以降、三大都市圏における専任の移住相談員の配置や各種セミナーの開催等、移住者をふやす取り組み、交流人口をふやす取り組みを積極的に本県として取り組んでまいりました。その結果もあり、本県は、移住したい県としては常に上位に位置する形になっておりますし、また、移住者数も着実に増加をしてきているところでございます。

今回、信州暮らし推進課を設置したいというふうに考えておりますが、これまでとは異なるアプローチも含めて、さらに、この質的、量的な事業の促進を図っていきたいというふうに思っております。

まず、あらゆる産業で人材不足の状況にございますので、仕事と暮らしをセットにした移住促進ということに努めていきたいと思っております。また、移住、完全に移り住むということとはなかなかハードルが高い部分もございまして、つながり人口を拡大するということにも焦点を当てて取り組んでいきたいというふうに考えております。田舎暮らし「楽園信州」推進協議会のもと、関係団体、市町村とも連携しながら成果が上がるように取り組んでまいります。

○43 番（清沢英男君）4点目、こども・家庭課の中に、児童相談・養育支援室を置いて児童虐待の防止を担わせるとしています。

児童に対する虐待行為は、船戸結愛さんのこと、また、今次の栗原心愛さんの事件などに触れるにつけ、どこかの時点で、どこかの組織が介入していれば子供たちの命を救えたのではないかと、そういう悲憤が込み上げてまいります。新設する新しい組織も、例えば、児童虐待防止支援室と明確にうたい上げたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

県の子ども支援条例では、子供のさまざまな相談に応じ、体罰等による人権問題から子供を救済する子ども支援委員会が設けられています。救済申し出のあった事項について、調査審議し、必要に応じて知事または教育委員会に意見勧告する重大案件については、特別委員を任命するようになっています。この権限を持つ委員会は長野県条例の特徴にもなっています。よって、子ども支援委員会と虐待防止の新設室が一体となつての相乗効果を期待するものです。また、県組織に横串を刺して虐待防止に迅速に動けるよう情報共有を万全にしてほしいと考えます。

また、最近では虐待行為が増加していると言いますが、その実態はどうなのでしょう。その増加原因が、調査を詳しくしたことによるのか、それとも親による虐待数が増加しているのかをお聞かせいただけます。

仮に親が原因だとすれば、子供への対策だけでは一方的になってしまうわけで、親に対する内面への支援も必要になると考えますが、どうでしょうか。

また、そのような一連の対策となれば、児童相談所の負担はさらに重くなります。児相の人的組織を数や質の上で向上させるべきと考えますが、それらに対しお考えをお聞きしたいと思います。

江戸時代末期、日本を訪れた外国人が驚いたことに、日本の子供たちは生き生きと暮らしていて、貧しさなど感じさせないとの記述を残していたのを思い出します。人口減少のあるなしにかかわらず、子供は社会の宝でありますから、いかなる環境下に置かれた子供でも、親や大人の都合ではなく、子供が描く夢や希望のとおり、社会がしっかり育て抜く覚悟が必要です。新設する組織がその主体たる意識を持つことが肝要となると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○知事（阿部守一君）児童相談・養育支援室の名称についてでございます。

この室の設置目的は、御質問にありました児童虐待防止ということも含まれているわけでございますけれども、児童が家庭において適切な養育を受けること、また、家庭における養育が適当でない場合には、里親委託など家庭と同様の環境のもとでの養育を推進していくこと、こうしたことも所掌としております。そういう意味で児童相談・養育支援室という名称とさせていただきますと考えております。

続きまして、児童虐待の実態、増加要因についての御質問でございます。

まず、児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、平成 29 年度で 2,048 件というふうになっております。これは、前年度比 139 件の増加でありますし、また、平成 24 年度以降、6 年連続で増加をしているということで、年々ふえ続けてきているという状況でございます。特に、親による暴言や子供の面前での家族間暴力といった心理的虐待が全体の 6 割を占めておまして、前年度に比べますと 146 件増加という状況でございます。

相談対応件数が増加している理由でございますが、一つは、児童虐待に関する社会全体の認識が高まり、関係機関、県民が虐待を受けたと思われる児童を発見した場合に速やかに通告をするという意識が高まってきているという側面がございます。その一方で、家族の経済的な状況や社会的孤立によりまして家

庭の養育力が低下をしておりますして、虐待が発生しやすくなっているということ、この両面があるというふうに考えております。

虐待をしている親への支援が必要ではないかという御質問でございます。

親による虐待が増加している要因といたしましては、親自身の生育歴や精神の不安定といった心身の問題のほか、経済的な困窮、社会的な孤立、こうした課題がございます。そういう意味で、親に対する支援も必要だという御指摘はまさにそのとおりだというふうに思います。

児童相談所におきましては、こうした親へのアプローチといたしまして、職員によりまずペアレントトレーニングや面接による心理教育指導、こうしたことを行って養育スキルの向上を図っております。

また、精神的な問題等につきましては、医療機関の受診につなぐなど、子供との安定した関係性の回復にも努めているところでございます。

また、経済的な側面では、市町村が中心となって、生活保護などその方に合った公的支援制度を活用して、家庭における養育力の維持にも努めているところでございます。

ペアレントトレーニングを初めとする児童相談所で行っております親に対する支援、これは専門的な技術を必要とするものでございますが、人材をさらに養成確保していくことが重要だというふうに思っております。市町村、関係機関においても、こうした取り組みが実施できるよう研修等を通じて人材育成を図っていききたいと考えております。

児童相談所の人的組織を数や質の上で向上させるべきと考えるがいかがかという御質問でございます。

児童相談所の児童福祉司は平成 28 年度以降増員をしてきておりまして、現在 51 名に至っております。また、児童相談所の広域支援センターに警察職員や非常勤の弁護士を配置するなど、相談体制の充実、そして児童相談所機能の強化を図ってきたところでございます。平成 31 年度、来年度におきましても、児童福祉司を 6 名増員いたしたいというふうに考えております。今後とも、児童相談所としての機能を十分発揮することができるよう人員体制の充実強化に意を用いていききたいというふうに思っております。

また、相談に当たる職員の専門性の向上については、これまでも児童福祉司に任用された職員に対しまして、経験年数等段階に応じた研修や警察との合同訓練等を実施をしてきております。今後、さらに保護者による威圧的な要求や暴力の行使等を想定した実践的な研修を強化するなど、職員の対応能力の向上にも取り組んでまいります。

児童相談・養育支援室が主体性を持ってしっかり子供たちのために取り組むべきであるという御質問でございます。

お話がありましたように、子供は一人一人がかけがえのない存在であります。子供たちが夢や希望を持って暮らすことができる長野県づくりのために全力で取り組んでいききたいというふうに思っております。新しく児童相談・養育支援室を設置するわけでございます。児童虐待を防止するということはもとよ

り、子供たちが未来に向けてしっかりと歩いていくことができるように責任を持って取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○43番（清沢英男君）5点目、産業労働部に営業局を置いて県産物のマーケティングや販路開拓を担うとしています。知事は、これまでも営業本部を設置して営業活動を具体的に進める実動部隊としたい、すぐれた県産品の販路開拓、マーケティングは不十分な部分があるので、農作物、加工食品、伝統工芸品の販路拡大だけでなく、売れる商品づくりの支援をしたいとの議会答弁をしています。

私は、4年ほど前、愛媛県を調査したことがあります。多くの県が農産物の販路を外国に求めるとき、東南アジア市場を狙っている中で、愛媛はアメリカに販路を持っていることに興味を抱きました。中身は、かつて宇和島水産高校の練習船えひめ丸が浮上してきたアメリカ海軍の原潜に衝突された不幸な事件をきっかけとしてハワイとの交流が始まったことやアメリカのある州に愛媛県出身の小売業者がいることなどを起因としていました。そんな説明をしてくれた愛媛県職員の名刺には、株式会社愛媛営業部と書かれていました。その名刺に驚きましたが、比較的自由に利益を上げるべく営業活動を展開しているとの話もありました。現在も愛媛県の組織図を見ると、各部局の先頭に、独立して、営業部、愛のくにえひめ営業本部が置かれ、四半期ごとに知事その成果を報告しています。現在でも成約額は約120億円を目標としているということをおっしゃっていました。

そこで、お聞かせいただきます。

長野県が、形の上では観光部に営業本部を置き、その実動部隊の営業局は産業労働部に置く、そういった組織で具体的にどんな成果を上げようとしているのでしょうか。また、初年度としてどういう目標を立てているのでしょうか。

営業本部も、実動部隊の局も、本部長の知事直属としてフリーハンドの活動をしたほうが自然ではないでしょうか。営業成果を本部は観光部長に、局は産業労働部長に報告し、さらに知事にも報告する、そんな図式の組織が実績を上げることができるのでしょうか。企業の営業とはほど遠い気がいたします。

さらにまた、知事はその成果につき、本部長として、ある意味株主である県民の皆さんに定期的に説明することも必要でしょう。そのことで本部や局の本気度もアップするのではないかと思います。それら組織の活動や位置づけの実像がわかるように御説明いただきたいと思います。

○知事（阿部守一君）営業局について御質問をいただきました。

まず、どういう成果を上げようとしているのか、初年度どう目標を立てているのかという御質問でございます。

さまざまな物産がございます。私としては、まずしっかりと課題を見きわめてその解決を図っていかなければいけないと思っております。情報発信が不足している場合、あるいは流通がうまくいっていない場合、さらには品質的にさらに向上させなければいけない場合、さらには品質は十分だけれども市場のニ

ーズに合っていない場合などさまざまな場合がございます。こうした課題をしっかりと見きわめて解決をしていかなければいけないというふうに考えております。

そうしたことを踏まえて、販路開拓であったり、高付加価値で販売できるようなターゲットの設定であったり、さらには市場ニーズの生産者等へのフィードバック、こうしたことに取り組んでいきたいと考えております。

また、長野県自体の魅力を物産の振興とあわせて高めていくということも重要であります。情報発信、プロモーションを行うことによって信州ブランドの価値自体も向上させていきたいというふうに考えております。

取り組みの目標についてでございますが、まずは事業者に対する支援によって直接生じる取引増加額を想定しつつ、その後の波及効果、メディア発信等による効果の把握方法や範囲を検討した上で、営業戦略の策定にあわせてお示しをしていきたいと考えております。

また、営業局の形について、少し組織的に動きが緩慢な組織になりそうではないかという御指摘だったと思っておりますけれども、営業活動は、御指摘のようにスピード感が大事だというふうに考えております。

そういう意味で、営業局の組織としては産業労働部に設置するという形をとりますが、営業本部としては、本部長である私が営業局長、そして営業局に直接指示をし、報告を受ける形にしていきたいと、そのことによって迅速かつ機動的な業務展開を図っていきたいと考えております。

また、県民への説明でございますが、これまで、例えば銀座NAGANOの成果に関しましても、市町村、県内事業者、県民の方々に対して売れ筋商品の動向やイベントスペースの活用事例、テストマーケティングの状況、こうしたことを御説明をさせていただいてきております。営業本部の成果について、やはり御指摘のように定期的に県民の皆様にお伝えしていくということが私も重要だというふうに考えております。事業者向けへのPR、フィードバックと、そして一般の県民の皆様方に対する営業本部の活動内容、成果の発信、こうしたことをわかりやすく行っていきたいというふうに考えております。

○43 番（清沢英男君）次に、人口減少にめげることなく、少子・高齢社会を活気に満ちた長野県としてあり続ける未来の姿について知事に伺ってまいります。

長野県の人口は、最近1年ごとに1万人ほどの減少を続け、ひところ220万県民と言っていましたが、現在は206万人余であります。信州創生戦略では、今から60年後には150万人まで減少し、生産年齢人口割合も下降するが、仮に生産年齢を20歳から74歳とすれば60%を超えて定常化すると予測しています。

そこで、一つに、労働力不足を補うことを主眼に4月から発効する入管難民法の改正が行われました。賛否両論が混在する中ですが、外国人の働き手が地域に今以上にふえてくる予測があります。



建設関係の2次製品を製造している経営者の方は、やっと法律が成立した、遅かったぐらいだと話を始められました。コンクリートが悪だという風潮の時代があって、働き手がなかなか集まらなかった。それは今も続いていて、建設業界では現場が困っている。外国人を安い賃金で雇用しているイメージなどのもつてのほかで、日本人の働き手と全く同じ条件であるし、残代不払いなどあり得ない。10分単位で支払っている。彼らは本当に真面目に熱心に働いてくれて、高く評価している。単純労働という言葉は使ってほしくない。職業差別につながる。報道を見ると、外国人研修生が逃げるといったものがあるが、それは3年近くなったら帰されるという恐怖からだ。

さらに続きます。運送業界も人手不足で大変だが、受け入れ可能な14業種に入っていない。出荷を依頼しようとしても、トラックはあるが運転手がいなことを理由に4社から断られた。物流は経済の血液であり、この状況だと数年でパニックが起こるなどの切実な声を聞きました。

政府は、34万人を上限とする外国人労働者の受け入れについて、大都市への集中を回避すべく、地方自治体が主体となって多言語習得などに先導的取り組みをする場合、地方交付金を活用して財政支援をすとしてしています。言葉の問題では、スマホによるAIなども活用できるでしょう。

一方で、外国人労働者や難民を受け入れた欧州を初め各国では、さまざまな悩みを抱えており、成功したという声は余り聞こえてきません。外国人が日本人といかに共生できるかは、市町村単位での現場の実務に大きくかかわってくると思います。

そこで知事に伺いますが、外国人が県経済の未来に及ぼす影響や、彼らが地域と共生して生活を送れるようにいかに県が支援できるか、また、それを支える現場となる市町村への支援や連携について、今後どのように考えていかれるかをお聞かせいただけます。

二つに、高齢者の皆さんの活躍によって働き手の不足を補おうとすることも人口減少の政策に大きく関係してきます。高齢者の皆さんが人生100年時代を迎えようとしている現在、年齢に関係なく社会の役に立ちたいとされるお考えをしっかりと受けとめて、人生二毛作、生涯現役につながる生きがいを十分に感じていただく長野県にしていくべきと考えます。

そこで、働くことでも趣味でもボランティアでも、エイジフリーで活躍できる長野県であることを何らかの宣言として表明したらいかがでしょうか。健康長寿もその結果として得られる場合もあるわけで、宣言することにより、高齢者の皆さんが自分らしく快適に過ごそうという意欲は、ある意味公認になり、活力ある社会を構築できると考えますが、知事のお考えをお聞かせいただけます。

高齢者の皆さんの活躍について述べましたが、女性の活躍や障害者の方々の活躍も現代社会では大きな期待の中で大切な役割を占めていただいています。

また、人口減少に伴う限界集落が心配されましたが、今はT型集落、家系図が両親から子、孫とT字型をしていることからの名前です。集落から出ていった家族を構成員として、新たに集落を捉え直そう、住居は違っても、近隣自治体に生活している子や孫が親や家族の世話をしている、そんな集落はなくなるといった発想からT型集落が言われています。きずな集落も同じ考え方でし

よう。別に何かが変化したわけではないのです。発想を変えるだけで元気になれる一つの例だと思います。人口減少、少子・高齢、そんな社会を考え方一つで明るい未来にしていくことができるのではないのでしょうか。

○知事（阿部守一君）外国人の受け入れについてでございます。

外国人材の受け入れ、既に長野県内において多くの外国人の方々が就労され、また暮らされているらしいです。そして、将来的には人口減少社会の中で外国人の活躍ということが期待をされている分野もふえてきている中で、外国人材の受け入れは、長野県としては避けて通れないものだというふうに考えております。

特に、昨日も、イノベーション推進本部では、IT人材、例えばバングラデシュからのIT人材の受け入れといったようなことも議論をされているわけでありまして、高度人材は世界中から優秀な人材を集めるというような方向性もむしろ必要になってきているというふうに考えております。

そういう意味で、私としては、この外国人材の受け入れを本県経済にとってプラスにしていかなければいけないというふうに思っておりますし、また、そうなるような政策展開を図っていくということが重要だというふうに思っています。

また、他方で、人材と呼んでおりますけれども、外国人の方も人間でありますので、地域社会にしっかりと根づいて生活をしていただくということが重要だというふうに思います。そういう意味で、外国人の方々の温かく受け入れ、真の共生社会を築いていくという強い決意が私どもにとっても必要になってきているというふうに考えております。

県としては、今後、日本語学習支援を強化いたしますとともに、多言語による生活就労相談窓口の設置に向けた準備を進めていきたいと考えております。

また、外国人材の受け入れに関する対応方針、あるいは多文化共生推進指針の改定を行うこととしております。こうした中で、具体的な施策を明らかにすることによりまして、関係機関とともに、この外国人の方に選んでいただける地域になるように、そして外国人の方々が地域の中で共生していただけるような社会をつくるために取り組んでいきたいと考えております。

○知事（阿部守一君）エイジフリーで活躍できる長野県であることを表明すべきではないかという御質問でございます。

昨年9月、長野市の加藤市長と松本市の菅谷市長から、高齢者の定義を75歳以上に見直し、年齢にかかわらず活躍できる社会の実現を目指す旨の共同提言が発表されました。そして、両市長から私に対して提言に基づいた取り組みについての協力要請がございました。この提言は、年齢にかかわらず希望と意欲が湧き、自分らしく活躍することができる社会の実現を目指すというふうになっておりまして、私は、まさにこうした方向で取り組みを進めていくことが重要だというふうに考えております。

県として、これまで、シニア大学等を通じたシニア世代の学びの推進、あるいは人生二毛作社会の推進、こうしたことに取り組んできておりますが、エイジフリーというふうに見える社会にするためには、取り組むべきことはまだまだたくさんあるというふうに考えておりますので、そうした取り組みをまずはしっかり行った上で、必要があれば宣言をしていくという形で考えております。

○43 番（清沢英男君）豚コレラについて知事に伺います。

一連の状況は知事の議案説明で示されたとおりですが、直接的な被害を受けた宮田村の養豚場では、2,444頭の豚を殺処分し、埋設。殺処分や埋設に当たっては、県の要請による自衛隊、県や村職員、関係団体の御苦労で、結果的に機敏な対応で県内への感染を防ぐ処置ができたことは心から感謝したいと思います。

関係団体と一口に言いましたが、報道されなかった団体に、直接埋設の業務に当たられた長野県建設業協会伊那支部の御苦労がありました。

協会に埋設について第一報が入ったのは6日の朝8時半ごろ、すぐに支部長から現地の黒河内建設に依頼、重機2台を確保している旨の返答が上伊那地域振興局農政課にあったのは9時。約30分の間に幾つもの電話のやりとりがありつつも、初動がいかに早かったかがうかがえます。午後3時過ぎ、重機2台で掘削中、心配した巨石類はないとの報告。この間も、本庁農政部や現地農政課と協会の間で重機の種類等につき電話交換が頻繁にされました。

翌7日、8時作業開始。この日から南田建設も率先協力。効率を上げる重機種類関係について意見が交わされ、それらも導入して、午後5時過ぎには全体の50%程度埋設は終了と黒河内建設から報告。

翌8日、引き続き作業が行われ、11時には黒河内建設から本日中に後片づけを残して作業は終了できると思う旨報告が入りました。こうして感染防止の努力がなされましたが、お聞きしたいことは、原因者ではなく、直接的に被害を受けた養豚場や間接的に被害をこうむった食肉事業者等への補償はなされるのでしょうか。

また、埋設に御苦労いただいた建設業協会への事業費はどのようなのでしょうか。財源等を含めてお聞かせいただきたいと思っております。

昨年9月9日、岐阜市の養豚場で豚コレラ発生が公表され、14日、イノシシへの感染が発見された後、たびたび豚やイノシシへの感染が報告され、そして、今回、豊田市養豚場から子豚が長野県ほかに出荷され、感染が広がりました。

そこで、今後の課題についてですが、残る不安は、イノシシからの感染であります。動物に県境はありませんから、最悪は多くの県に豚コレラの発生が想定されます。農水省はもっと真剣に国としての責任や伝染阻止に動くべきだと考えますが、知事は今後国に対して何を要請していかれるのか、お聞かせをいただきます。

○知事（阿部守一君）豚コレラについて御質問いただきました。

まず、被害を受けた養豚場等への補償等についての御質問でございます。

今回の豚コレラへの対応につきましては、自衛隊を初め、市町村、JA、獣医師会等多くの方々に夜を徹して御協力いただき、迅速に防疫措置を完了することができました。この場をおかりして心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

今回の殺処分等につきましては、家畜伝染病予防法に基づき行われております。そのため、発生農場で殺処分された豚や汚染物品の補償につきましては、全額国から手当金が交付されるという形になっております。また、13の監視対象農場につきましては移動制限を行ってきております。飼料費のかかり増し経費等の補償につきましては、国と協議の上、国と県とで2分の1ずつ負担し、交付をしていきたいと考えております。

また、屠畜場に営業自粛をお願いした経過もございますことから、食肉事業者等につきましては、どのような影響があったかということを確認させていただいた上で、国とも協議の上、対応を検討してまいります。

さらに、埋却に御協力をいただきました建設業協会の重機を使った経費等は国と県とが2分の1ずつ負担することとなります。今回の補正予算で御提案をさせていただいているところでございます。今後も、豚コレラによります農家等への影響を最小限に抑えるため、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

豚コレラのもう1点、野生イノシシによる豚コレラの伝染阻止についてでございます。

本県における死亡野生イノシシの豚コレラ感染事例はまだございませんが、岐阜県、愛知県では死亡、あるいは捕獲の野生イノシシから多数豚コレラが確認をされておりまして、予断を許さない状況だというふうに認識しております。こうした中で、感染リスクのある野生イノシシの生息域を広げないための広域的かつ効果的な対策が求められております。国においてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。国に対しては、感染リスクの高い野生イノシシ対策といたしまして、野生イノシシからの感染経路の究明、広域的な捕獲、検査体制の強化、個別農場に対する防護柵設置への支援、こうしたことの対策強化を求めていきたいと考えております。

私に対する御質問は以上でございます。

○43番（清沢英男君）続いて、「未来への投資」と「人口減少社会への対応」とサブタイトルがつく国の緊急対策補正予算を含む来年度予算について各部長に伺ってまいりますので、端的にお答えをいただければありがたいというふうに思います。

1 点目、総務部長に伺います。

今年度の2月補正予算は、国がことし10月から実施する消費税率引き上げによる経済への影響を最小限に抑えようとする一環だと思います。消費税率の引き上げによって、国と地方で5.7兆円プラス昨年のたばこ税等で6.3兆円の国民負担増、それを軽減税率で1.1兆円を差し引くと5.2兆円程度の負担増が見込まれますが、幼児教育の無償化等で3.2兆円の受益増、それに税率引き上げで対応した対策、ポイント還元や国土強靱化並びに住宅ローンや自動車取得の減税分で2.3兆円程度の受益措置をプラスすると5.5兆円になり、負担5.2兆円、受益5.5兆円で、結果は経済への影響を乗り越えることができると国は試算しています。

かかる試算と同様に、消費税率引き上げによる県の試算の概略と、その長野県経済への影響予測についてお示しをいただきたいと思えます。

また、国は、重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、2020年度までの3か年でおおむね7兆円程度の事業を投資する予定として経済対策を徹底するようであります。これに呼応して、県の歳出も前年当初比で400億円大きく伸びるわけですが、建設事業債を初めとする県債残高は、一時的に増加するも、2021年度からは着実に減少し、財政の健全性は確保できるとしています。

そこで、今後数年間における県財政の運営については、駆け込み需要、その反動による経済の落ち込み、それを防ごうとする緊急経済対策、県債残高の増加、緊急経済対策終了後の景気冷え込み等、長野県経済は目まぐるしく動くと思えますが、景気の変動を上向いたままで平準化することが求められます。中長期的なその方策についてお考えをお聞かせいただきます。

○総務部長（関昇一郎君）消費税率引き上げによる県経済への影響と中長期的な財政運営についてのお尋ねであります。

県の予算には、国の試算で対象としている年金や市町村の幼児教育無償化の経費等が含まれていないことから、消費税率引き上げによる本県経済への影響を全て算出することは困難であります。

現時点で把握できる県予算への主な影響で申し上げますと、地方消費税は、都道府県間での清算や市町村への交付を加味した実質的なベースで、平年度では約100億円の増収となる一方、歳出では私立の認定こども園の無償化や介護人材の処遇改善の経費等が増加することが見込まれております。

また、今回の引き上げに対応するために編成された国の2次補正予算や31年度予算での臨時・特別の措置を活用し、県の2月補正予算案と当初予算案で防災・減災対策にそれぞれ約272億円と386億円の事業費を計上したほか、自動車税の環境性能割の税率を需要平準化対策として10月1日から1年間引き下げることにより、約10億円の税負担の軽減となる臨時的措置を講じております。国においては、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう全力で対応することとしており、県においても、それに呼応して本県経済への影響にも十分配慮をし、予算編成を行ったところであります。

今後とも、持続可能な行政経営体制と財政構造の構築に向けて改革を実行しつつ、消費税率の引き上げに伴う県内経済の状況や国の動向をしっかりと注視をしながら財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○43 番（清沢英男君）危機管理部長に伺います。

災害発生時に必要な燃料を確保しておくことは、昨年の災害時における地域での困窮を考えると必要なことで、来年度予算で対応するとしていますが、SSが極端に少なくなってしまった自治体が過疎中山間地域には存在します。まさに危機管理上の人口減少対策ですが、こういう地域への手当てはどのようにしているのでしょうか。

また、長野県の観光地は、山岳リゾートの言葉どおり、山中での宿泊施設が多くあります。燃料備蓄はもとより、発電機の常備等が災害時には求められますが、危機管理上、当該事業に含まれているのかどうか、含まれていない場合はどのように考えておられるか、お聞かせいただきます。

○危機管理監兼危機管理部長（池田秀幸君）災害対応用石油製品備蓄促進事業についての御質問をいただきました。

この事業は、人命救助や災害対応拠点としての役割を担います災害拠点病院や警察署、消防署などの施設や緊急車両のための燃料備蓄と住民向けの燃料備蓄の促進を目的としたものでございます。

今回の備蓄量の拡大に当たりましては、例えば、木曾地域などこれまで国の備蓄促進事業では燃料備蓄がされていなかった地域にも広げるなど、地域バランスを考慮し、必要な備蓄量を確保する計画としております。

また、SS過疎地におきましても、自家発電機を備えた住民拠点サービスステーションの整備が進められており、こちらにも住民向けの燃料備蓄を図ることとしております。

宿泊施設につきましては本事業の対象には含まれておりませんが、平成28年に松本地域を中心に発生した雨氷被害を受けて、県では宿泊施設に対しまして非常用発電機の配備などを依頼しており、今後も機会を捉えて啓発をしてまいりたいと考えております。

さらには、災害による停電で宿泊施設などへの支援が必要となった場合には、長野県石油商業組合や中部電力株式会社に燃料供給や電源車の配備などを要請することとしており、これら関係機関とは平時から訓練を通じ連携を図っているところでございます。今後も、引き続き関係部局、関係機関としっかり連携して災害に対する備えに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○43 番（清沢英男君）企画振興部長にお聞きします。

一つには、スマート県庁についてであります。

パソコンのモバイル化、ロボットによる業務自動化、AIの活用、ペーパーレス会議の推進等により、仕事の簡素化と効率化などが図られ、さらには思い切ったテレワークも可能になります。働き手不足やしごと改革が課題になっている現在、スマート県庁の構築はそれにより得られた果実を県民の皆さんに還元していくことだろうと考えます。この事業で得られたスマートの成果やノウハウを県内の企業や団体にどのように渡すことができるのか、経費の削減や職員の労働負担の軽減など県庁の未来像と県民の皆さんへの貢献についてわかりやすく御説明いただきたいと思っております。

二つには、地域公共交通の最適化サポート事業についてですが、シニアの皆さんや通学という交通弱者の方々にとっては早期に取り組んでほしい事業だと考えます。広域化、基幹的公共交通の最適化について検討し、路線ごとのデータを集め、カルテを作成するとしています。

そこで、バス路線についての対象地域は、北信、南信州、木曽の3地区内としています。なぜ全県で当該事業を進められないのか。データについては市町村にも存在すると思っておりますので、それを活用させていただくなど、より多くの地区でカルテを作成し、善後策を講じていただくことができないでしょうか。

また、鉄道による地域公共交通の確保も考えるべきです。篠ノ井線の複線化や中央線の停車駅減少など、地域の意見を反映したJRとの交渉に県の参加が望まれています。これからの県の姿勢について、また、誰もが快適に移動手段を確保できる長野県の未来について御説明いただきます。

○企画振興部長（小岩正貴君）企画振興部関係で3点御質問をいただきました。

まず、スマート県庁構築事業による成果等についてでございます。

このスマート県庁構築事業は、平成27年度から取り組みを開始いたしまして、これまでに、ペーパーレス会議やテレビ会議、テレワークなど、有形無形の効果を生んでまいりました。例えば、平成30年度の実績、ここまでの実績でございますが、テレビ会議やウェブ会議につきましては約330回開催しております。それによる旅費ですとか、あるいは人件費の削減の効果額は約2,300万円と見積もっております。また、移動時間の推計削減時間も約4,700時間、これが削減されたというふうに見積もっているところでございます。

また、テレワークにつきましては、これまで延べ800回を超える利用がされておりますが、ワーク・ライフ・バランスの充実や働き方改革が社会全体の課題となっておりますので、そういう中で、職員の労働負担の軽減のみならず、県として施策を打ち出す際の経験として重要なものとなっております。また、都市部からテレワーカーを呼び込む際にも、県のこうした姿勢が大きなアピールポイントになるというふうにご考えております。

また、ペーパーレス会議につきましては、約400回以上開催しておりますが、紙で言いますと約30万枚の紙が削減効果として計上されております。額といたしますと90万円と少数ではございますけれども、これはCO2の削減量で換算しますと、40年もの杉の約200本分以上という吸収量に相当します。社会全体でCO2削減の取り組みを進める中で、県の姿勢の一つとしても意味があるものと考えております。

本年度は、A I、R P Aの活用に向けた実証実験を通じまして業務の効率化に向けた取り組みも始めたところでございます。本年度は、総務部と教育委員会の3業務につきまして取り組みをいたしました。その結果、約325時間の労働時間を3割に削減することができた、約7割の削減効果があったというふうに見積もっております。来年度からは、このA I、R P Aの適用業務の拡大やモバイルパソコンの段階的な導入を通じまして、取り組みをさらに進めてまいります。それによって生み出されました時間や労力を県民や企業の方々とのコミュニケーションや先進事例、新しい知見の研究、吸収などへ振り向けることで、日々変化する地域課題により的確に対応できる体制を目指してまいります。

2点目、地域公共交通最適化サポート事業についての御質問でございます。

この事業は、域内の交通に関するデータの収集、分析を行い、その分析の結果を踏まえて、バス路線やダイヤ編成の見直しですとか公共交通の利用促進など地域の特性に応じた対応策をまとめていくものでございます。事業の実施に当たりましては、県が旗振り役となり、市町村や交通事業者と連携をし、意見交換や検討を行ってまいります。

議員御指摘のとおり、最終的には全ての地域での実施を考えてございますが、来年度につきましては、今年度までの取り組みの中で、県と市町村、事業者が連携して広域での交通最適化に取り組む体制の構築が済んでおります3地域、北信、南信州、木曾について先行して実施をする分を予算に計上しております。その他の地域につきましては、まずはこうした検討を行うための体制構築を行った上で順次取り組みを進めていく予定でございます。

3点目、地域の意見を反映したJ Rとの交渉への県の姿勢ということでございます。

鉄道は多くの県民が利用する地域公共交通の基幹でありまして、速達性や利便性などについてさまざまな御要望や御意見をいただいているところでございます。こうした意見などを事業者であるJ Rにしっかりと伝え、改善に向けて地域とともに取り組むことは県の役割であると認識をしております。このため、県では、以前から長野県J R連絡調整会議を設置し、J R3社と地域の活性化などにつきまして必要な協議を行ってまいりました。今後とも、地域と連携を図りながら、この連絡調整会議を活用してJ Rと協議をするとともに、国に対しましても必要な支援を求めるなど、鉄道が地域にとって利便性の高い移動手段となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○43番（清沢英男君）県民文化部長に伺います。

一つに、地域に根づく多文化共生推進事業についてであります。

法改正によって、より多くの外国人労働者の皆さんが地域で暮らすようになりますが、日本語教師等を市町村が実施する地域日本語教室へ派遣し、地域の人たちとの交流を支援するとしています。この事業を初めとして多文化共生を図り、外国人労働者の一地域への集中、例えば、一つの団地を外国人が占拠するなどの集中を回避しなければならないと考えますが、その点も想定して事業発信をしていくのかどうかお聞かせいただけます。



二つに、やまほいくへの保育料負担軽減予算についてであります。

国により無償化制度への参入が未定によるものとしませんが、国の主張をお聞かせいただきたいと思います。また、補助経費は県と市町村が各2分の1としていますが、市町村の了承は得られているのでしょうか。さらに、移住施策にも波及効果が維持されるとしていますが、卒園後も定住効果は持続できるのかについてもお聞かせいただけます。

○県民文化部長（角田道夫君）まず、多文化共生推進事業に関する御質問でございます。

外国人の居住の状況につきましては、働く場所や生活の利便性により集中する傾向も見られますけれども、多文化共生の視点から見ますと、こういった地域こそ住民と外国人とが積極的にコミュニケーションを重ね、相互理解を深めていくことが大切であるというふうに考えております。

このため、県としては、市町村やNPOなどが実施する日本語教室にコーディネーター等を派遣し、学習体制を充実させてまいりたいと考えております。

また、外国人からの要望や悩み事を把握し、行政につないだり、生活全般にわたって助言をする多文化共生推進員の配置や、外国人にも積極的に参加いただける防災訓練の実施などに取り組むこととしております。このうち、特に生活する上で最も大切な日本語の習得については、日本語教室に住民も参加し、ともに歴史、文化も学べる機会とするとともに、他の市町村や企業、教育関係者などにもこれを公開することを通して他の地域への発信、波及を図ってまいりたいというふうに考えております。

こうした取り組みを通じまして、多様な文化を尊重し合える共生社会の実現を目指してまいります。

次に、信州やまほいくに関して3点の御質問でございます。

まず、国の主張についてでありますけれども、自然保育は、豊かな自然の中で子供たち一人一人がみずから考え、活動する力を伸ばす教育であり、現在、合わせて185園が信州やまほいくの認定を受けております。特に、やまほいくの先駆的な実践である特化型の多くは認可外保育施設であります。このため、幼児教育の無償化に当たっては、やまほいくの認定を受けた認可外保育施設を国無償化の対象とするよう5たびにわたり要望してまいりました。その際、少子化担当大臣にもやまほいくを視察いただくなどし、その教育内容については高い評価をいただいているところでございます。

次に、市町村の2分の1負担についてでございます。

信州やまほいくの教育的な魅力に引かれ、自然豊かな環境で子育てしたい、あるいは働きたいと移住する方が多くいらっしゃいます。現在やまほいくとしての認定を受けた認可外保育施設を利用いただいている195世帯中、半数以上の105世帯が県外から移住されたというふうに伺っております。さらに、従事する保育者60名中、7割に当たる42名が移住された方であり、移住効果は高いものがあるというふうに考えております。

こうしたことから、本県としては、やまほいくを一層推進するため、独自の軽減措置を講じることにしたものでございます。この軽減措置は、市町村負担を義務づけするものではなく、やまほいくの教育効果や移住効果などを丁寧に説明し、協調をお願いするものでございます。今月の市長会あるいは町村会の総会、全市町村向けの説明会の中でも御説明したところ、早速協調する意向を示していただいた市町村もありますが、多くはこれから対応を検討するというところでございました。

最後に、卒園後の定住効果についてでございます。

その後の追跡調査までは行っておりませんが、やまほいくの関係者からのお話によると、移住してきた卒園児のほとんどは地元の小学校、中学校に進学しているというふうに伺っており、持続的な定住効果もあるというふうに考えております。

以上でございます。

○43 番（清沢英男君）産業労働部長に伺います。

一つに、AIやIoTなど先端技術の活用、開発についての予算が昨年比3倍に増加しています。中小企業支援センターに専門人材を配置し、県内中小企業にAIやIoT等先端技術の普及促進を図り、ソフトウェア企業の育成などに充てるとしています。また、成長期待分野への展開として、信州ITバレー一、産業集積連邦（峰）構想を推進する事業も予算化しました。さらには、AI、IoT、ロボテックス等先端技術利活用の支援拠点整備も新規に事業化するなど、かかる分野への投資が多岐にわたり積極的になされました。

そこで、AIやIoTの利活用を促進することで、長野県の産業がどのように変化し、どのような世界が近未来的に創造されるのか、わかりやすく御説明いただきたいと思っております。

いずれにしても、かかる先端技術の分野を研究し、開発して成功に導くことが長野県の未来を決定する大きな要素となり得ると考えます。そこで、現代的に長野県の先端技術をめぐるレベルはどのように自己評価しておられるのか、今後の意欲を含めてお聞かせいただきます。

二つに、制度資金についてであります。

さる工業団地の一角で団塊の世代でもある社長さんとお話ししたときに、この辺の多くの企業は後継ぎがなくて会社をやめてしまうという話をもっぱらだとおっしゃいます。これから5年の間に中小事業者の事業承継を進めないと地域経済は破綻する、そんな危惧はこれまでも叫ばれてきました。そこで、来年度、事業承継向けの制度資金を新規に準備したと思っております。そのこと自体は良とするも、しかし、この資金を活用しようという人は承継にめどがついている皆さんだと思っております。会社をやめてしまおうと考えている人が継続意思に転換できるインセンティブになるでしょうか。借金をつくらうと思っておりますか。

県がすべきは、やめるというマイナス思考に一旦ストップをかけて、こうすれば継続ができますというように第三者の紹介やM&Aの方法などの全体を事

業化して、事業承継の仲立ちをすることではないかと考えます。事業承継の制度資金を用意するという待ちの姿勢ではなく、積極的にかかわることが必要な場面を迎えていると思いますが、お考えをお聞かせいただきます。

○産業政策監兼産業労働部長（内田雅啓君）まず、AI、IoT等先端技術による本県産業の変化の見込みなどについての御質問でございます。

内閣府が示しているデジタル化の将来像であるSociety 5.0等によりますと、AI、IoT等先端技術の利活用推進の促進によって、さまざまな知識や情報が共有され、必要な情報が必要なときに提供されることから、地域や年齢、性別、言語等を問わず多様なニーズに対してきめ細やかな対応が可能となる社会が想定をされております。これによりまして、従来の産業分野の枠組みを超えた構造転換が見込まれ、本県産業におきましても、例えば、完全自動化・無人化されたスマート工場の出現ですとか、介護現場でのロボット導入による介護従事者の労働負担が大幅に軽減されるなど、生産性の向上や担い手の確保、働き方改革が進展することが期待されます。

しかしながら、県内事業者を対象とした調査では、AI、IoT等の導入済み事業者は9.4%でございまして、活用が進んでいない状況がございまして、中小企業振興センターにAI、IoT等先端技術利活用支援拠点を設置いたしまして、専門家による相談・助言体制を充実するなど利活用を推進してまいります。

さらに、産業ごとの先進事例や支援措置をまとめた利活用マニュアルの作成、配布、商工会議所や商工会との協力による経営指導員の企業訪問、セミナーやワークショップの開催、活用する際の金融財政面からの支援強化等のほか、工業技術センターで県内企業の優位性あるセンサーを最大限に生かしたIoTデバイスの開発を推進するなど、あらゆる産業分野における徹底した省力化の推進と新たな付加価値の創出等を目指してまいります。

次に、事業承継への積極的なかかわり合いについてでございます。

県内中小企業の廃業増加により地域経済の活力が奪われるおそれがあることから、事業承継の課題に積極的に取り組む必要があると認識をしております。

議員御指摘のとおり、事業承継においてはマッチング支援が非常に重要でございます。平成26年に事業引継ぎ支援センターと後継者バンクを設置して、主に承継候補となる企業等とのマッチング支援に取り組んでまいりました。しかし、事業承継の必要性について経営者に早期の気づきを促すことが不十分であったこともあり、昨年6月に県主導のもとで、金融機関や商工団体等が構成機関となる事業承継ネットワークを立ち上げました。このネットワークでは、現在までに1,664社の事業承継診断を実施しておりまして、承継コーディネーターが診断結果に応じて事業者を訪問し、専門機関等と連携をして、早期の気づきや経営改善など事業承継に向けた積極的な取り組みを進めているところでございます。

あわせまして、承継時の資金面からの支援も重要なことから、来年度予算で事業承継の際に必要な株式や事業用資産の買い取りなどの資金需要に対応するため、貸し付け対象者を拡充した事業承継向け資金メニューを新設する予定です。引き続き事業承継ネットワークを中心に関係機関と連携をして、準備段階から承継後まで切れ目のない支援を行ってまいります。

以上でございます。

○43 番（清沢英男君）建設部長にお尋ねいたします。

一つに、予算関係ですが、今年度補正と来年度当初予算の合計は約 980 億円で、今年度に比して 360 億円近い伸びで、率は 6 割近い増加であります。また、今後を見通すと、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策が今年度を入れて 3 カ年続きます。ぜひとも予算消化に全力を挙げていただきたいと思えます。

現在、人手不足が建設業を含む多くの業種で言われていますが、発注元である県の体制はその予算に対応できているのでしょうか。また、受け手である建設業界がスムーズに仕事を進められるように労働力の確保は不可欠です。その点を落札率や賃金に反映すべきと思いますが、お考えをお聞かせいただけます。

二つに、無電柱化予算は昨年比倍増しています。これからの長野県の景観づくりや災害時の 2 次災害回避のためにも必要な事業と言えます。よって、この緊急対策事業が終了したとしても継続的に進めていただきたいと思えますが、御所見を伺います。

三つに、子供たちの未来を交通事故等から守り抜くために、通学路の歩行空間確保のための施策は大切であり、5 割に近い予算の伸びを歓迎するものです。そこで、今後しあわせ信州創造プランで実施している 22 年までの通学路安全対策事業終了後も、狭小・波打ち歩道等のリメイクについて市町村と協議の上で続けていってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

四つに、建設産業の次代を担う人づくりに関して、若手比率が低下し高齢化が進行している中で、建設産業への就業促進を高校生対象に図ろうという事業ですが、県の強靱化の基礎をなすのはやはり人であり、県土の未来に大いに関係してきます。200 万円余の予算額で目的を果たすことができるのでしょうか。

そこで、昨今、県に建設技術学園復活を望む声が聞こえてまいります。かかる一時的な事業も必要な場面はあるのかもしれませんが、専門的、体系的な学習を一定期間の中ででき、就業に結びつけることができる修学の拠点整備を考えるべきではないでしょうか。御見解を伺います。

五つに、安心、安全な県土づくりの基本は、最近の気候変動や台風、地震などの災害から県民の皆さんの生命財産を守ることというのは言うまでもありません。砂防や河川事業、また、被災した場合の物資輸送に必要な道路事業等、災害に徹底して抵抗する強靱な県土づくりについて部長のこれからの決意を表明していただけます。

六つに、住宅建築に関し、最近では、在来工法の減少で、大工、左官、屋根、塗装など専門の職人さんが高齢化も手伝って少なくなり、技術の伝承も難しくなってきました。ハウスメーカーの製品が新築住宅を席卷し、家並みも日本調という個性が遠くなりつつある気がします。

その一方で、これからの長野県には伐期を迎えた優良材が増加してくるのは明らかです。そこで、職人さんたちの技術を駆使した在来工法の魅力を復活さ

せることで材の消費量を拡大し、県産材の価格をユーザーが手ごろだと感じる程度までに引き下げられるように、信州の山の木で信州の家をつくろう、そういった政策誘導が求められると考えますが、いかがでしょうか。

○建設部長（長谷川朋弘君）防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を初めとする今年度補正予算と来年度予算の執行体制についてのお尋ねでございます。

県では、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、近年頻発、激甚化している災害から県民の生命と財産を守るための防災・減災対策を今年度から3カ年で緊急的に実施してまいります。

実施に当たっては、事業の円滑な執行が重要と認識しております。建設部では、建設事務所及び砂防事務所と本庁の間で、執行に当たっての地域ごとの課題を共有し、発注方式や事務手続の簡素化について検討するなど、効率的な執行、円滑な手続に向け既に準備を進めているところであります。建設部を挙げてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

次に、受け手である建設業界の労働力の確保についてのお尋ねでございます。

建設業協会が会員に対して実施したアンケートや現地機関との意見交換会では、施工余力が十分にあり、緊急対策もしっかりやっていたけると伺っているところでございます。しかしながら、一時的に工事が集中すると、特定の業種において労働力の確保が困難になることも想定されます。このため、発注並びに施工時期の平準化に努めつつ、地域の実情に応じた適切な規模での発注計画を立て、その見通しを早目に公表することにより、受注者が人員配置を計画的に行える環境づくりを進めてまいります。

また、落札率や賃金へ反映すべきとの御指摘につきましては、発注者としては、より一層予定価格や工期の適正な設定、低入札対策の実施、現場の実情に応じた適切な設計変更に努めることにより受注環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、防災・減災、国土強靱化を加速させるために、受発注者ともに円滑に事業が執行できるような環境づくりに力を入れていきたいと考えております。

次に、無電柱化の継続的な実施についてのお尋ねでございます。

無電柱化については、防災や景観、快適な歩行空間の確保などの観点を踏まえ、駅周辺などを優先して電線類の地中化を図っているところです。このたびの重要インフラ緊急点検を踏まえた緊急対策の補正予算などを活用し、災害時の交通機能を確保するため、事業実施中の箇所における整備進捗を図るほか、国道403号の小布施市街地など新たに2カ所を事業着手する予定です。

また、来年度から、地方公共団体における無電柱化の整備を計画的かつ重点的に支援する無電柱化推進計画支援事業が国により創設されました。県としては、この新たな交付金事業を活用し、来年度予算の大幅な増額を計上しているところであり、今後も積極的に無電柱化の推進を図ってまいります。

次に、歩道のリメイクについてのお尋ねでございます。

歩道面に段差のあるいわゆる波打ち歩道については、過去に市街地等で短期間に歩道を整備するため、側溝等の改修などとあわせて用いられてきた手法で、近年、利用者から勾配があつて歩きづらい、凍結時に滑るなどの御意見をいただいているところです。この段差解消を目的とした歩道のフラット化を歩道リメイク事業として平成15年度より実施しております。当事業につきましては、議員御指摘の通学路の歩行空間の確保はもとより、高齢者や障害者等の安全性向上の観点からも重要と認識しており、市町村や地域の利用者の御要望を伺いながら必要なリメイク事業を継続して進めてまいりたいと考えております。

次に、建設産業の次世代を担う人づくりについてのお尋ねでございます。

建設産業の担い手確保育成につきましては、長野県就業促進・働き方改革戦略会議で設けた建設分野会議において、本年度、19の取り組みをまとめたところであり、これらを着実に実行することにより人材確保やスキルアップ等を図っていきたいと考えております。

200万円余の予算を提案させていただいている建設産業の次世代を担う人づくり推進事業は、これらの取り組みの一つで、建設系学科高校生等が測量設計工事のプロセスをみずから実践するとともに、資格取得を支援するものです。本事業では、県で講師への謝金を負担し、これに加えて、建設産業では講師派遣、資機材提供、会場準備などを、高校では授業のカリキュラムの編成などを行い、産学官が連携して取り組むことで高校生の建設分野への就業を促進する内容となっております。

また、就業に結びつけることができる修学の拠点整備につきましては、平成14年度に閉園した建設技術学園の復活を望む声があることは承知しておりますが、県といたしましては、19の取り組みの中で、これにかわるものとして、県外の専門学校との連携や技術専門校における建設分野の講座開設を位置づけたところであり、引き続き建設技術者が学ぶ機会の充実に努めてまいります。

次に、強靱な県土づくりに対する決意についてのお尋ねでございます。

昨年は、大阪北部地震や西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、全国的に甚大な災害が頻発しました。長野県におきましても、二度にわたる震度5の地震や、豪雨、台風などにより、県内各地で災害が発生しております。今回の重要インフラの緊急点検では、これらの災害を踏まえ、点検を行った結果、長野県の河川や砂防、道路など、それぞれの分野においてさまざまな課題が明らかになり、災害時の情報伝達も含めて、ハード、ソフト一体となった取り組み強化の必要性を痛感したところです。このため、点検を受けて実施する3カ年緊急対策では、特に社会的な影響が大きく、緊急を要する箇所の対策をおおむね完了するように計画させていただいているところです。将来にわたって県民の安全、安心が確保される「いのちを守り育む県づくり」を目指して、今まさに県土の強靱化を強力に進めてまいりたいと考えております。

次に、木造在来工法と県産材の消費拡大についてのお尋ねです。

県内の平成29年度の新設住宅着工戸数のうち、持ち家に占める木造在来工法の割合は約75%であり、県民の木造在来工法への志向は高いものとなっております。

御指摘のとおり、県内の多くの人工林が伐期を迎え、これら優良材による木組みの美しさやたくみのわざなど本来持つ魅力を積極的にPRすることは、県産材の訴求力をより高めるものと考えます。

このため、県産材の利用を要件としている環境配慮型住宅助成金では、完成時に施主に一般向け見学会の開催を義務づけており、平成29年度は3,300人余が参加しているなど、県産材活用の普及啓発に取り組んでいるところでございます。また、優秀な木造建築物を表彰する信州の木建築賞について、来年度は住宅をテーマに開催を予定しており、こういった機会を捉え、県産材活用等の優良事例のPRに努めてまいります。今後も、関係部局や関係団体との連携を図り、より効果的にPRに取り組み、県産材の消費拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○43番（清沢英男君）農政部長に伺います。

一つには、TPP11や日欧EPAの発効についてであります。

長野県農業への影響額は、TPPで14億円余、EPAで10億円余と試算していますが、その算出根拠をお示しいただきます。品目別には、果樹と畜産への影響が大きく、特に日欧EPAでは畜産だけがその影響を受けるとの試算がされていますが、その対応についてお聞きします。

二つに、先端技術利用を加速するべくスマート農業に昨年比7倍近くの前年比の予算づけをしました。80経営体に導入しようとするスマート農業ですが、農業大学校でも、農業を目指す若い人にAI、ICTやロボット技術、ドローンを使った実習など新しい農業の形について学ぶ機会を多くします。

そこで、これからの長野県農業の姿がどう変わるのか、スマート農業の実践によって収益の上がる農業にできるのか、新時代の機械化によって労働力は現在に比べて省力化できるのか、外国人労働力がこの分野でも必要性があるのか、それらをお聞かせいただけます。

三つに、農産物の輸出拡大の中で、信州花卉の新需要を創出する予算が盛り込まれました。長野県が得意とする花卉生産で、他県をリードしつつ世界市場に打って出て成果を上げていただきたいと考えますが、農政部の意図するところをお話しいただきます。

○農政部長（山本智章君）3点御質問をいただきました。

1点目のTPP11及び日EU・EPAの発効による本県への影響額の算出根拠と、畜産、果樹への対応策についてであります。影響額は、県独自の品目も加えた上で、国の試算方法に準じて算出しており、TPP11は13品目、日EU・EPAは10品目を対象に、輸入品との競合による価格低下を想定し、影響が最大と見込まれる額を算出しております。県といたしましては、TPP協定等に係る農林業分野対応方針に基づき、国の対策を積極的に活用するとともに、県独自の対策も推進し、本県農業への影響を最小限とするための施策を

展開しているところでございます。特に、影響を受けることが懸念される畜産においては、酪農での規模拡大に必要な施設の増強や牛の発情発見装置等先端機器の導入による畜産のスマート化、信州プレミアム牛肉の首都圏での販路拡大など、生産性の向上とブランド力の強化に取り組んでまいります。

また、果樹については、ブドウのクイーンルージュなど県オリジナル品種の生産拡大を進めるとともに、リンゴでは短期間で高収量が見込まれる高密植、新矮化栽培を推進するなどして稼ぐ力の強化を図ってまいります。

2点目のスマート農業についてであります。経験や勘に頼り、多くの人手を必要とする農業に対し、ICT等を活用して大幅な労力の削減や作業の効率化を進めるスマート農業は、女性や高齢者、新規就農者でも取り組みやすい農業を実現するとともに、生産性の向上や高品質化を図るものでございます。県では、31年度から稲作経営体に自動走行田植機やドローンなど複数の先端技術を体系的に導入するモデル農場の設置を支援するとともに、牛の出産を監視するシステムやアシストスーツなどの先端機器を農家に貸し出すお試し導入を実施をし、スマート農業の導入を加速してまいりたいと考えております。

これらの取り組みにより、例えば、稲作モデル農場では米の生産コストの17%削減を、30頭規模の肉牛農家では所得の11%増加と労働時間の16%の削減を目指してまいります。

なお、スマート農業の取り組みにより労働力の大幅な削減が期待されるものの、現時点では機械化が難しい作業につきましては、引き続き外国人を含めた労働力の確保が必要となるものと考えております。

続いて、3点目の信州花き新需要創出事業についてであります。この事業は、国内での花卉消費量が減少する中、若年層に対して花のある暮らしを提案することや、海外へのプロモーション活動の強化により国内外の花きの需要拡大を図ることを目的としております。

海外市場におきましては、平成24年にオランダで開催された国際園芸博覧会で県産トルコギキョウがバイヤーに高く評価されたことを契機に、輸出が本格的に始まり、輸出額は平成29年産で約4,700万円と平成26年産の約6倍と増加をし、全国の生鮮切花輸出額の12.4%を占めております。さらなる輸出の拡大に当たり、有力バイヤーが集まる本年開催の北京国際園芸博覧会への出展や信州花フェスタにあわせて行います国際フラワーフォーラム2019の開催などによりまして、海外に向け信州の花の魅力を効果的にPRし、取引拡大を図ってまいります。

また、輸出ニーズが高いラナンキュラス、トルコギキョウなど個性のある花卉を中心に、主な輸出先である北米や香港に加え、中国市場等新たな市場の開拓により、2022年に輸出額を1億円とすることを目標に輸出の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○43番（清沢英男君）林務部長にお聞きします。



一つに、スマート林業の構築普及事業についてですが、ことしは針葉樹、来年度は広葉樹の植生区域等を特定するために、航空レーザー測量やドローンレーザーなどICT技術を活用するとしています。また、これら技術の利活用ができる人材の育成も入っています。

今年度もICT技術を活用してきた事業ですが、スマート林業を活用することで林業のあり方がどう変わるのか、変わったのか、その経験と将来予測についてお聞かせいただきます。また、事業実施期間は2020年までの3年としていますが、3年目にはどの程度の事業効果を積み上げることができると想定しているのかもあわせお聞かせいただきます。

二つには、ついに予算化、やっと予算化と感慨深いのは、観光地等魅力向上森林景観整備事業であります。

観光景観を阻害する松くい虫被害の枯損木を撤去する事業に、前年比4.6倍の予算化です。長野道の嶺間筑北地域に緑がふえる時期になると、灰色の枯損木が目立って、長野県に観光で訪れた人たちの興ざめ原因になっていましたので、事業の迅速化を望みたいと思いますが、この予算で全て撤去できるのでしょうか。また、撤去した枯損木の処理をどうするのでしょうか。さらに、その後の植樹についても補助事業を入れてほしいと考えますが、それらにつきいかがでしょうか。

三つに、木質バイオマスの循環利用の普及促進についてであります。

ペレットストーブ等の補助や木質バイオマス読本の作成など3カ年の事業ですが、読本の配布やストーブ補助の広報はどのようにするかお聞かせいただきます。

○林務部長（山崎 明君）3点お尋ねいただきました。

初めに、スマート林業活用による林業のあり方の変化、将来予測及び事業実施の効果等についてのお尋ねでございます。

森林は広大であり、その情報把握には人手間が必要です。さらに、林業の現場は急傾斜地が多く、危険で作業も大変な現場が多いのが実態です。

こうした中で、スマート林業は、森林の詳細な情報把握や労務環境の改善、生産性の向上に大きく寄与できるので、信州大学、北信州森林組合、民間企業等と連携し、国のモデル事業の採択を受け、システム開発を実証的に進めつつ、その普及を行っているものでございます。木材を伐採する場合、人手で行う調査では、10ヘクタールの毎木調査で25人の労務が必要となりますが、ドローン調査の場合、実質15分のフライトで調査が可能となります。

また、作業現場における木材の生産情報をインターネットを活用し、事務所等で常時把握することで労務管理や輸送の効率化が図られます。さらに、この情報は川下の需要者とリアルタイムで共有する仕組みの構築を目指しております。ICT分野の技術革新は日進月歩で、このほかにも、無人の集材機の開発や四足歩行の下刈りロボット、あるいはアシストスーツ等の開発も進められており、将来的には安全と生産性の高い林業活動が具現化できるものと考えております。

今回の事業では、まずは県内の林業事業体に対し、詳細な森林資源把握に必要なICT機材の導入支援や操作方法の研修を行い、2020年度には森林調査・計画に係る労務の2割以上の縮減を進めたいというものでございます。また、その上で、木材の生産情報を共有する運用方法を構築し、木材運送コストの縮減を図ってまいりたいと考えています。これらの仕組みや今後開発される技術を全国の先頭に立って県内各地の林業事業体に普及し、安全で生産性の高い林業県を目指してまいります。

次に、観光地の景観対策としての松くい虫枯損木の処理についてのお尋ねでございます。

この取り組みは、県内の松くい虫枯損木のうち、多くの観光客が利用する高速道路沿線の、特に目にとまりやすい森林の枯損木を対象とし、森林づくり県民税実施期間中におよそ30ヘクタールを速やかに処理するものでございます。このほかの箇所でも、森林づくり県民税を活用して、ライフライン等の保全を目的とした枯損木を含む危険木の処理に新たに取り組むこととしており、既存事業を活用しつつ、計画的な解消を進めてまいりたいと考えております。

枯損木の処理については、基本的には、伐倒後、落下等のおそれがないよう林内に整理するほか、現場条件により、可能なものは現場外へ搬出できるよう支援し、木質ボイラー等での活用を促進してまいります。多くの現場は、枯損木の下層に高木性樹種が生育しておりますため、天然更新が期待できますが、植栽が必要な箇所は造林補助事業で支援してまいります。

最後に、木質バイオマスの循環利用の普及促進に関する広報等についてのお尋ねでございます。

県では、木質バイオマスの循環利用の取り組みを通じ、再生可能エネルギーの地消地産を推進するため、市町村が実施する個人向けペレットストーブ等の導入支援を継続して行っていくこととしております。今後、環境負荷の少ない社会づくりを一層推進していくためには、議員御指摘の普及促進が肝要となります。このため、木質バイオマスに関するさまざまな情報、ペレットやまきの使い方、実際にストーブを使っている方の声、ストーブの補助制度などを載せたわかりやすい読本を作成し、市町村への配付のほか、消費者向けセミナーや各種イベントでの活用、広報誌でのPRなどを通じ、より幅広い層への浸透、定着を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○43番（清沢英男君）環境部長に伺います。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策予算の中に、具体的な取り組みとして、水道施設の耐震化対策等という項目があります。地震による給水停止、または断水のおそれがある水道施設の耐震整備に対する支援と説明されています。

そこで、県内の市町村にこの要望の有無を調査し、聴取して予算化してほしいと考えます。

ある村は、隣の自治体から水道用水の供給を受けていますが、その管路が老朽化してきて、仮に糸静構造線地震が発生した場合、ライフラインの一番である水道水が断たれてしまう、そんな心配がされています。このようなケースが県内にもあると思いますが、水道法改正もあり、何らかの手当てをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○環境部長（高田真由美君）水道施設の耐震整備についての御質問でございます。

今回の国の補正予算は、地震や豪雨災害時の停電や土砂災害等により、上水道が長期間にわたり供給停止する事態を回避するため、水道水源開発施設整備費のメニューに基幹となる浄水場における非常用発電設備や土砂流入防止壁等の整備を新たに位置づけ、緊急対策を実施するものでございます。この整備費は、国から市町村へ直接補助されるもので、本年1月18日付で緊急対策に係る要望書の提出依頼があり、現在、対象施設となり得る全ての市町村に対して照会を行っているところでございます。

県といたしましては、市町村に対して、補正予算の活用も含め、計画的かつ早期に水道施設の耐震整備など災害対策が推進されるように促してまいります。

以上でございます。

○43番（清沢英男君）健康福祉部長に伺います。

一つに、地域包括ケア構築事業について、市町村の取り組みを支援する中で、医療、介護、生活支援等、切れ目なく提供されるように、地域包括ケア体制を構築推進しております。メニューの中に、中山間地域介護サービス提供体制確保のモデル事業として、中でも一番大きい予算が盛り込まれています。かかる地域では、包括ケアに対する期待が大きいわけですが、来年度予算は280万円程度減額で、数字の上では包括ケア体制の構築状況調査分析に回されている感があります。モデル事業を拡大すると事業費は伸びるべきだと思いますが、減額理由についてお聞かせいただけます。

また、新規メニューに加えられた市町村伴走型支援事業は、新しく国補事業を取り入れて市町村の当該事業を個別に支援するための有識者派遣をするとの由であります。事業目的と成果目標をお聞かせいただけます。

二つに、薬剤師の確保育成についてであります。

県内薬局勤務の薬剤師は全国平均を下回り、病院や薬局では不足感があり、また、在宅医療やかかりつけ薬局の推進にも薬剤師の確保が必要として、復職支援や就職支援の広報、高校生向けには座学、未就業・復職薬剤師向けの研修など展開するとしています。

県民の皆さんの疾病克服には、よく三師という言葉が使われます。医師、歯科医師と薬剤師であります。長野県の未来を健康長寿の県として維持するために大切な人材群であり、医師確保などには大きな予算も出捐されています。

薬剤師不足の根本には、県内に薬学部を擁する高等教育機関がないことにあるとの指摘があります。この点、中長期的に見て薬学部の誘致に県が動くべきではないでしょうか。県内の関係団体と協議の上、薬剤師不足に対応できる具体的で実効ある施策の展開について御見解をお聞かせいただきます。

三つに、県が補助金を出しているさまざまな障害者施設があると思いますが、部としてこれらの監査は十分に行われているのでしょうか。現況をお聞かせいただきます。

○健康福祉部長（大月良則君） 3点御質問をいただきました。

まず、中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業の減額理由についてでございます。

この事業は、中山間地域においても高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、訪問系介護サービス提供体制の確保に必要な報酬体系等を検証し、その結果を国へ提言することにより報酬体系の充実等を目指すものであります。モデル市町村等と連携し、課題を検証してきておりますが、平成31年度の予算案の編成に当たりまして、モデル市町村等となっている7市町村等から事業実施見込みを聴取し、予算要求したところ、減額となっておりますが、全ての市町村の要望に十分に沿った額を計上しております。

次に、地域包括ケア市町村伴走型支援事業の目的と成果目標についてでございます。

地域包括ケア体制確立に向けては、市町村が主体となって取り組んでおりますが、昨年度県で実施した地域包括ケア体制構築状況可視化調査においても、その構築状況に差があることが明らかになっております。また、地域によって有する資源や住民意識等の背景にも違いがありますことから、全市町村を対象にした一律の支援とともに、特定の市町村に対する地域の実情に応じた個別具体的な支援が求められております。この事業の目的は、保健師、管理栄養士等の専門職や有識者とで支援チームを編成し、市町村と地域包括ケア体制構築の課題等を共有した上で、個々の状況に応じた支援を行い、課題解決を図るものであります。

また、成果目標は個々の市町村の課題によって異なってまいります。例えば、他地域と比較して要介護認定率の上昇が見られる市町村であれば、介護予防で効果を上げている先進自治体職員や有識者とともに、効果的な介護予防事業の構築から評価までを継続的に実施できる体制整備を成果目標に支援を実施してまいります。

次に、薬学部の誘致についてでございます。

平成28年に策定した長野県高等教育振興基本方針では、既存の県内大学にない学部等を設置し、人材定着につながる取り組みを行う大学を支援するとしております。薬学部もその一つと認識をしております。

薬剤師不足に対応できる具体的で実効ある施策の展開についてでございますが、県は、離職薬剤師を対象とした復職支援研修会や、Uターン、Iターン希望者等をターゲットにした就職・復職説明会を開催するとともに、新たに中高

校生を対象とした薬剤師職能PRイベントを薬剤師会と連携して開催し、薬剤師確保に努めてまいります。さらに、薬局における薬剤師不足数やその理由を把握するための薬剤師需要状況調査を、平成31年度、初めて実施するとともに、薬剤師会等関係団体と推進会議を設置し、薬剤師確保に向けた今後の方策の検討を行い、連携して効果的な施策を推進してまいります。

最後に、障害者施設に対する監査の現状についてでございます。

県では、障害者施設について、施設の新築や改築などの施設整備に対する補助や点字図書館、盲人ホームの運営費に対する補助などを行っており、法令及び補助金等交付規則に基づき、事業実績報告書等の審査や現地調査により適正に執行されているか検査をしております。また、補助金に限らず、障害者施設や事業所の運営には、国、県、市町村が負担する自立支援給付費が支給されておりますことから、必要な人員や設備などの基準を満たしているかについて、おおむね二、三年ごとに現地に赴いて実地指導をしております。

こうした審査、確認に加えて、障害者施設などを運営する社会福祉法人については、法人運営、事業の実施状況、人事管理、資産管理、会計管理などについて定期的に指導監査を実施し、法人の適正な運営の確保を図っております。

以上でございます。

○43番（清沢英男君）観光部長に伺います。

一つに、ユニバーサルツーリズムやMICE、インバウンド等、ターゲットを明確にしての事業展開に期待したいと思います。新たに加わる自転車のサイクルロードや、これまでの温泉、山岳、アウトドア等を結集して、観光白書における宿泊者数などの指標順位を上げていってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

二つには、市町村では、メジャーではないが、観光協会などを設置して誘客に努力しています。外国から訪れる方の中には、SNSを利用駆使して、比較的マイナーではあるが、自分たちで発見した小さな観光地や観光の仕方を楽しむケースが散見されます。小さな村の訪れる人も多くないスポットが突然外国人にブレイクすることもあるわけです。その小さな観光スポットには必ず物語がありますから、市町村にある観光協会をネットワーク化して、国内外に現地のストーリーをつけて発信することも誘客の方法であると思いますが、いかがでしょうか。

○観光部長（熊谷晃君）2点お尋ねをいただきました。

まず、宿泊者数などの増加に向けた取り組みについてでございます。

日本人、外国人を問わず、旅行のスタイルが個人旅行を中心へと大きく変化する中で、旅する人々の関心が多様化しているため、これまでの山、雪、花といった素材のPRだけではなく、アウトドアや温泉、グルメなど具体的な体験や事消費などを含め、さまざまな素材を組み合わせた旅行商品が開発されることが大切であると認識をしております。そのため、昨年は、誰もが安心して楽

しめる観光地域づくりを進めるユニバーサルツーリズム推進会議や、大規模イベント、国際会議等の誘致に取り組むMICE推進協議会を設置したほか、今月末には、インバウンドに意欲ある事業者の皆さんとインバウンド推進協議会を立ち上げ、それぞれにターゲットを明確にした商品づくりなどの取り組みを展開してまいります。

また、造成された商品を生かすためにも、戦略的な情報発信の強化、二次交通の整備、キャッシュレス決済や無料Wi-Fiなどの受け入れ環境の整備にも取り組んでまいります。

今後とも、観光戦略に掲げる目標の達成を目指し、我が国における本県のプレゼンスを高めてまいりたいと考えております。

次に、市町村をネットワーク化した発信と誘客についてでございます。

御指摘のとおり、一つの観光スポットだけでなく、近隣市町村の見どころや体験、食などの魅力を結びつけて発信することで、旅人には行ってみたいという気持ちが高まり、長期滞在やリピートにもつながってまいります。そのためにも、複数市町村にまたがる地域全体を一つの広域観光圏として、魅力的なストーリーに沿って稼ぐ観光地域づくりをリードする広域型DMOの形成を進めているところでございます。来年度には、現在三つに分散されている公式観光サイトを統合し、戦略的な情報発信を強化することとしており、各市町村にある観光スポットを相互に関連づけるとともに、現在形成が進んでいる広域型DMOのエリアごとに地域の魅力やストーリーを面的に発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○43番（清沢英男君）教育長に伺います。

一つに、ICT環境整備事業についてですが、2022年度からの新学習指導要領では、従来の知識習得型から課題解決、論理的思考力を育む探求的な学びを中心とした探求型学習に転換することが求められている中での事業展開としております。その場合、高校教育の現場でのICTは、知識習得型、探求型、それぞれにおいて活用を図っていくということなのかどうか、お考えをお聞かせいただけます。

また、高校のICT教育導入について、小中学校時代からその教育方法になれ親しんでいて、シームレスに高校でもその学習環境に自然に入っていける力を育てていることが大事だと思うのですが、小中学校、高校と連続性のあるICT学力の習得について、今後どのように対処していくか、御所見を伺います。

○教育長（原山隆一君）まず、高校の授業におけるICT機器の活用についてでございます。

知識習得型の授業場面として、例えば、数学では、三角錐などの立体的な図形を電子黒板上で回転させ、さまざまな角度から見ることで空間的なイメージ

を捉えやすくでき、また、地理では、地図アプリを利用して、都市や地形の様子を航空写真でピンポイントに提示して説明するなどしているところでもあります。また、英語の授業では、日本で起きたことを紹介している海外のニュースなどを動画で流し、教材として取り入れているといった活用をしています。このように、ICT機器を活用することで、画像や音声など今まで利用できなかった豊富な教材を使って生徒の興味関心を引き出し、よりわかりやすい授業が展開できているところでもあります。

また、探求型の授業場面では、生徒各自がタブレット端末でまとめた内容を電子黒板に並べて提示することで、互いの考え方が比較でき、他者の考え方から気づきを得るなどして、クラス全体での協働的な学習を深めているところがございます。課題の発見、解決に向け、情報を主体的に収集、分析、表現するという活動を行う探求型の学習では、ICT機器の効果的な活用が欠かせないものであるというふうに考えております。

今後、これまでに機器整備を行った高校によるICT活用のすぐれた実践事例を県内高校で共有するなど、知識習得型、探求型の両面でさらに活用を推進してまいりたいというふうに考えております。

二つ目、小中高校と連続性のあるICT活用能力の育成についてでございます。

ただいま答弁しましたとおり、高校の授業についてはICTの活用が進み始めておりますが、これは、29年度から本格的にICT機器を導入し、教師、生徒が積極的に利用できる環境が整備されたことが大きいというふうに考えております。

こうしたICTを活用した授業は、小中高校と連続性を持つことが望ましいことから、29年5月に開催した県と市町村との総合教育懇談会におきまして、小中学校においても同歩調で機器整備を進めていくことを提案し、共同調達の枠組みをつくり、取り組みを進めているところでもございます。

同時に、教員のICT指導力についても向上させていくことが重要でありますことから、小中高校の教員が互いの授業を見合い、活用方法を学ぶ研修の取り組みも始めておりますし、あわせて、29年度には、県下の全ての小中学校教員に教科ごとの活用方法を例示したICTハンドブックを配付し、指導力の向上に努めているところでございます。引き続き、ICTを活用して、児童生徒が協働で課題を解決していく探求的な学びの充実に小中高校を通じて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○43番（清沢英男君）警察本部長に伺います。

犯罪抑止・検挙力強化事業での予測型犯罪抑止システムの導入について、債務負担を含め10億円を超える予算が計上されています。最近では、登下校中や虐待など子供が被害者になるような犯罪に憤りを覚えます。さらに、高齢者の皆さんを相手に大きな金銭を詐取するなど、立場の弱い人をターゲットにする犯罪が横行しています。よって、それらを予測して抑止できるシステムができるとすれば大いに期待したいところです。このシステムにつき説明できる部分があればお願いしたいと考えます。

○警察本部長（伊藤泰充君）予測型犯罪抑止システムについてお尋ねがございました。

近年の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が平成14年以降17年連続で減少している一方で、特殊詐欺や児童虐待、ストーカー、DV等の人身安全関連事案は高水準で推移しており、県内の治安は依然として予断を許さない状況にございます。

そうした中で、犯罪に対して有効かつ効率的な対策を講ずるには、絶えず変化する犯罪情勢の分析を高度化し、その分析に基づいた取り組みをしていく必要がございます。

今回導入を考えております予測型犯罪抑止システムは、過去に発生した犯罪の時間的、場所的要因を分析し、将来の犯罪発生リスクの高い地域や時間帯の予測を可能とするものであります。当該システムを捜査に活用することにより、連続発生する窃盗や性犯罪等に対する検挙力の強化を図ることができま す。また、犯罪発生リスクの高い場所を地図上に表示させ、効果的なパトロールルートを作成することが可能であり、これを警察官のパトロールに活用するほか、表示された結果を地域住民に対する情報提供や防犯ボランティアとの協働活動などにも活用し、犯罪の抑止活動を効果的に行うことが期待できるものであります。

以上でございます。

○43番（清沢英男君）続いて、県の三つの条例についてお聞きします。

一つ目は、略称自転車条例案についてであります。県民文化部長に伺います。

1点目、条例は法の遵守を前提としていますが、損害賠償保険が義務化されます。その加入により、自転車事故へのおそれが心理的に緩慢になり、自転車の危険運転の横行が日常化しないかという危惧を抱きますが、この点をどうお考えか。保険加入は、自転車利用者の利益を想定していると思いますが、歩行者や自動車運転者が対自転車で冷やりとする体験は今も日常であります。

2点目、自転車利用者の立場に立って見たとき、いまだ自転車専用道が設けられている道路はわずかであり、路側帯や路肩が狭かったりすれば、勢い自転車は、車道の端や、狭い歩道であっても危険な状態の中で走ることとなります。本条例の理念である健康増進、環境への負荷低減、観光振興は、それ自体大いに賛同するものですが、理念を現実化すべき自転車向けのインフラ整備は同時に行われなければなりません。その点を条例で県の責務として明確化すべきではないでしょうか。

3点目、自転車愛好家が県外から訪れて県内の道路を走行する、また、イベントに参加するなどの場合、本条例の損害賠償保険加入の義務には不案内というケースが想定できます。また、他の損害保険に加入していて、当該条例の保険加入は重複となってしまう場合など、県内外の皆さんへの広報が大切になります。市町村や関係団体、学校、企業などとの協働による広報も必要でしよ



う。条例制定をどのように県民の皆さんに認知していただくか、お考えをお聞きします。

○県民文化部長（角田道夫君）自転車の安全で快適な利用に関する条例案について3点の御質問でございます。

まず、保険加入による危険運転増加への懸念についてでございます。

本県に先行して自転車の保険加入を義務化した六つの府県の状況を見ますと、条例制定の前後で、自転車事故の年間発生件数が約7%減少しております。保険への加入義務化にあわせて行われる安全教育の強化とともに、自転車の安全利用への意識が高まっているものというふうに捉えております。

県としては、まず関係機関と協働し、事故を起こさないための対策の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

例えば、中学生から高校生に対しては、スタントマンによる自転車事故の状況を目の前で再現する視覚的な安全教育や、自動車教習所の教習コースで実技的な自転車教室を開催することなどを通じまして、法令遵守とマナーの向上を図ってまいります。

また、交通ルールを守らない自転車運転者に対しては、警察を初めとした関係機関・団体と連携した街頭指導や啓発活動を行い、自転車の安全利用を促してまいりたいというふうに考えております。

次に、県の責務としてのインフラ整備の明確化についてでございます。

条例案を検討する過程で、県民の皆様からは、自転車の利用促進の大前提としてインフラ整備が重要であるという御意見を多くいただいております。条例案では、基本理念にのっとり、自転車の利用に関する総合的で計画的な施策を推進するため、自転車活用推進計画を県が策定し推進することを定めておりますが、この計画には、路面標示や市街地での無電柱化とあわせ、自転車が走行しやすい通行環境の整備や、既存のあづみ野やまびこ自転車道や千曲川サイクリングロードの改修、そして諏訪湖周サイクリングロードの整備、さらに県管理の道の駅のサイクルステーション化など、インフラの整備計画を盛り込んでいきたいというふうに考えております。

こうしたインフラ整備の実施に当たっては、国や市町村等との調整が重要でありますので、関係する機関と連携して基本理念の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、条例の周知についてでございます。

本県の自転車利用に関する条例案は、自転車事故のない安全、安心な県民生活の確保を目指すとともに、健康増進や環境の負荷低減、観光振興までを視野に入れた幅広い内容としております。これらを広く周知し、御理解いただき、初めて条例の趣旨が生きてまいりますので、県ではあらゆる媒体を活用して保険加入促進を含めた広報を展開してまいります。

自転車販売店のポスターやチラシの配布に始まり、PTA連合会と協働して、児童生徒、保護者向けに周知を図るほか、小学生低学年向けに親子で学べ

る自転車安全利用ルールブックを作成し、教育委員会、関係する機関と協働して、安全利用を促進してまいります。

また、観光客等に対しては、サイクルツーリズムの専用ウェブサイトにより、国内、海外向けに強力な情報発信を行うとともに、海外からのサイクリストの方々には、長野駅、松本駅といった鉄道やバスから自転車に乗りかえるゲートステーションにおいて多言語パンフレットによる周知も行ってまいります。

さらに、交通安全団体や損害保険会社等と連携し、保険加入義務化のみならず、自転車の交通ルール、マナー向上も含めて広報啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○43 番（清沢英男君） 条例の二つ目として、いわゆる種子条例について農政部長に伺います。

1 点目、いわゆる種子法の廃止が条例制定のきっかけとなりました。種子法が昭和 27 年に成立した当時、国は戦後の食料不足を継続していました。そこで、国民に大切な食料である米、麦、大豆の増産を図るべく、国は都道府県にその土地で最適に増産できる米等の奨励品種の試験や原種の生産を義務づけ、それを各農家や農協に安く配分して作付してもらったのが種子法です。シナノコガネやナガノホマレなど信州に根差した米の品種等が記憶にはありますが、やがてコシヒカリなどの全国品種に圧倒され、しかも過剰生産になって生産調整が始まりました。こうして食料増産を主たる目的とする種子法の役割は終えんしたようにも見えるのですが、そのほかにも、米等の主要農作物が種子法を制定した当時に比して何が変わったのか、その事情と種子法廃止に至った経緯について農政部の御見解をお聞きます。

2 点目、種苗法についてですが、この法律により、米、麦、大豆の種子の品質基準が定められており、種子法廃止以後も種子の品質低下は避けられることが種苗法で担保されているとの意見がありますが、農政部の御見解はいかがでしょうか。

3 点目、長野県の種子条例で、生産技術的に民間と県の連携は可能なのかどうか。また、民間が外国籍であった場合の連携は想定しているのかどうか。さらに、長野県の種子が外国企業に流れて逆輸入の可否で県民の皆さんが困窮する事態が起こらないという保証はあるのかどうか、それらにお答えいただきたい。

4 点目、種子法のもとで行われてきた原種センターや種子生産等のスキームは今後も維持されるのかどうか。また、それについての課題は何かお聞かせいただけます。

5 点目、主要農作物を対象にした種子法では交付税が措置されてきましたが、今後はどうなるのか。継続されるとしたら、その根拠法は何か。また、条例骨子案はソバや伝統野菜も対象としますが、新たに加わる種子についても交付税措置がされ、条例案に言う財政上の措置に足る財源が確保できるかどうか、お尋ねいたします。

○農政部長（山本智章君）種子条例骨子案の関連で5点御質問をいただきました。

まず、1点目の主要農作物を取り巻く状況の変化と種子法廃止の経緯への見解についてであります。取り巻く状況につきましては、種子法制定当時から現在まで二つの大きな変化があったと考えております。

一つ目は、議員御指摘のとおり、国を挙げた増産体制から需要に見合った計画生産への移行であります。

二つ目は、多様な品種への期待であります。食味や加工適性など実需者、消費者のニーズに対応した特性や、猛暑などの過酷な気象条件に対応した新品種が求められてきております。このような状況の中、国は、農業の戦略物資である種子について、多様なニーズに対応するため品種開発を進める上で、都道府県と民間企業の競争条件を対等にするために種子法を廃止したと説明をしております。

県といたしましては、種子法廃止後も主要農作物種子の生産、安定供給は、本県の水田農業の振興や県民への食料供給の礎となる重要なものと考えております。

2点目の種子法廃止後の種子の品質の担保についてであります。

種子法に基づき規定をされていた種子の品質基準につきましては、同法の廃止に伴い、全て種苗法に基づく指定種苗の生産等に関する基準に新たに規定をされたところでございます。現在、この基準に基づき、生産現場において種子生産圃場の設置や審査が行われていることから、稲、麦類、大豆の種子の品質は種子法の廃止前と同様に担保されているものと考えております。

3点目の種子に関する民間企業との技術的な連携などについてでございます。

種子法のもとでも民間企業との連携は可能な状況でございましたが、現在検討している条例のもとでも、国内外を問わず、民間企業との連携は可能と考えております。

一方で、民間企業との連携に当たっては、長野県の生産者、消費者にメリットがあるのか、また、新品種開発に係る技術ノウハウなど県の持つ知的財産がしっかりと守られるのか、さらに、安定的な種子の生産供給につながるものかなどを慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、県が育成した主要農作物の種子の海外許諾は考えておりませんが、万一本県にとって具体的なメリットがあり、許諾を行う場合であっても、許諾契約書に我が国への輸出禁止を明記するなど、本県農業への影響が生じないようにしっかりと対応してまいります。

4点目の原種センターや種子生産等に係るスキームの維持についてでございますが、将来に向けて主要農作物の種子の安定供給の仕組みをより確実なものとするため、条例骨子案に種子生産等に係る原種センターの役割を明確に位置づ

けるとともに、種子法で規定されていた種子生産のスキームを全て盛り込んだところでございます。

また、課題といたしましては、種子生産農家の高齢化や産地の維持、種子を調整する施設の老朽化などがあると考えております。これらの課題に対しましては、条例骨子案の中に種子生産者等への支援を盛り込んでいるところでございます。

5点目の種子法廃止後の交付税措置と新たに対象に加わる種子に係る財源の確保についてでございます。

主要農作物の種子生産に係る地方交付税につきましては、種子法の廃止後も、種苗法等に基づき、引き続き措置されることが国から通知をされているところでございます。今回の条例骨子案においては、施策の推進のための財政上の措置について明記したところでございますが、ソバの種子生産や伝統野菜の最新技術の指導、遺伝資源としての種子の保管については、これまでも県や原種センターの既存の予算の中で対応しておりまして、今後も対応できるものと考えております。

なお、信州の伝統野菜への支援につきましては、平成31年度に予算を増額し、新たな取り組みとして種のとりの指導会の開催などを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○43番（清沢英男君） 条例の三つ目は、性被害防止条例に関して警察本部長に伺います。

県警は、条例成立後、4件の違反行為を摘発しています。前の2件については違反容疑や処分について公表していますが、その後の2件については任意捜査を理由に内容を公表していません。捜査方法には強制捜査と任意捜査があり、任意の場合は捜査対象者の承諾のもとに行われ、裁判所の令状も不要で、人権侵害のおそれも少ないとされています。

そこで、内容を一般的に公表しないとする昨年の2件につき、犯罪の抑止力という観点で妥当性があるのだろうかという率直な感想を持ちます。当該条例違反が内心にかかわる部分があるのかどうか、告発者が捜査対象関係者かどうかなど、事件について公表できる可能な概略を示していただいで再発抑止につなげることが大切ではないかと考えますが、本部長の御所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○警察本部長（伊藤泰充君） 子どもを性被害から守るための条例違反事件の検挙についての公表についてお尋ねがございました。

県警察では、検挙した事件に係る報道発表につきましては、関係者のプライバシー等の権利、利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別具体的な事件ごとに総合的に勘案してその是非等を判断しているところであります。

平成 29 年に送致した 2 事件につきましては、当該条例が制定された後、罰則を適用した初の事例でありましたので、同種事案の再発防止等、公表することの利益が期待できることから、その他の諸要素も含めて総合的に勘案した上で公表したところであります。

一方、平成 30 年に送致した 2 事件につきましても、同様に諸要素を総合的に勘案した上で公表を差し控えたものであります。県警察としては、引き続き適切な広報に努めるとともに、子供を性被害から守るため、学校、教育委員会等の関係機関と連携し、情報モラル教育等の非行防止活動、保護者に対する啓発活動等の取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○43 番（清沢英男君） 子育てとインフルエンザについて健康福祉部長に伺います。

1 点目は、今冬のインフルエンザの流行に対して、県の予防啓発やインフルエンザの爆発的な感染拡大への対応等についてどう捉えておるのか伺います。

2 点目、北信地方の児童がインフルエンザ感染後に脳症を発症して死に至ってしまいました。大変残念なことでお悔やみを申し上げます。

インフルエンザに罹患しないようにワクチンの予防接種を受けることが勧められています。13 歳以上は 1 回の接種で必要な免疫力が上昇する一方、13 歳未満の子供の場合は 2 回接種しないと十分な抗体が得られない。大人に比べると、それほど免疫力が高くないためです。2 回接種は、厚生省のガイドラインにも示されていますが、問題は接種費用についてであります。

インフルエンザワクチンは、任意接種で自由診療扱いです。保険金適用も医療費控除もありません。1 回の接種費用が、医療機関によって相違がありますが、3,500 円から 5,000 円で、これを 2 回受けなければなりません。子供が 3 人いれば、安いほうでも 2 万円以上、高いほうなら 3 万円の負担を必要とします。保護者にとってみれば、流行が確実視されていない段階での予防接種の負担額は大きなもので、接種を避けてしまう場合もあるのです。そんな未接種の子供が次々に感染し、やがては授業閉鎖まで追い込まれるケースもあります。

人口減少の時代、子供を 1 人でも多く産んでほしいという社会の思いが真剣な中、一方で、インフルエンザワクチン接種費用を捻出できなかったために仮に子供を病に倒れせしめたとすれば、まことに残念なことで、かけ声倒れの子育て政策になってしまわないでしょうか。

高齢者の方々には助成されているのが一般的で、それはそれで大事なことですが、子供に対しても助成措置があってもいいのではないかと。全世代型福祉を唱える国にも、保護者が罹病した子供の看病で休まなければならない事情を回避するためにも、この点、一考を促したいと思うのです。

一方、子供のインフルエンザワクチン接種費用の助成制度を実行している市町村もあります。

そこで伺いますが、かかる助成制度につき都道府県単位で行われているケースがあるかどうか、また、県内の市町村ではどうなのか、現況をお聞かせいただけます。

その上で、今般のような罹患数が驚異的な広がりを見せた状況に鑑み、子育て政策の一環として、県が独自の方法で子供のインフルエンザワクチン接種に経済的支援を打ち出せないか、御見解をお聞かせいただけます。

○健康福祉部長（大月良則君）インフルエンザについて2点御質問をいただきました。

まず、インフルエンザ予防啓発や感染拡大への対応策についてでございます。

インフルエンザ流行前の11月に、医療機関や社会福祉施設等に対し施設内感染の予防について周知を実施いたしました。今シーズンの流行の急拡大を受け、1月23日に集団感染が懸念されます学校、社会福祉施設、医療機関等約8,400の施設に対し、感染拡大防止に向けた再度の注意喚起を行いました。

また、高齢者等が集団生活を行っている社会福祉施設に対しては、施設内感染予防対策の自己点検を行うためのチェックリストを新たに作成し、配付をしたところでございます。

さらに、感染が拡大したため、1月31日に県民や事業主の皆様にご感染拡大防止の協力をお願いする県からのメッセージを発出いたしました。

次に、子供のインフルエンザワクチン接種に対する助成制度を設けている都道府県についてでございますが、確認した範囲では助成制度を設けている都道府県はございません。県内では、44の市町村において費用の一部を助成しております。

子育て支援策の一環とする県独自の経済的支援についてのお尋ねでございますが、予防接種制度においては、インフルエンザの予防接種は、重篤な合併症の予防等の観点から、特に重症化が懸念される65歳以上の高齢者等は法に基づく予防接種として位置づけられております。

一方、子供に対するインフルエンザの予防接種は任意の接種として位置づけられております。県としては、子供のインフルエンザ予防接種に助成を行うことについては、こうした予防接種制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討していく必要があると考えておりますが、本年10月からの幼児教育無償化以降の新たな子育て支援策について、県と市町村の子育て支援合同検討チームで検討を開始したところでございますので、議員御指摘の経済的観点からの支援につきましても、このような場において関係者の御意見をお聞きしていきたいと考えております。

以上でございます。

○43 番（清沢英男君）新しい時代が幕を開くと同時に県土の強靱化や技術革新の大型予算が盛り込まれました。新元号元年が、長野県が変わった元年として記憶されますことを願って、質問を終わります。

○議長（鈴木清君）この際、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午後 0 時 24 分休憩